

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく、謝金にかかる伺書様式等の見直し。

平成19年12月20日制定

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは、あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長の承認を得なければならない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この基準は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」（別紙B参照） 略 別表1（第3関係）「謝金基準単価表」（別紙D参照） 略 別表2～別表3（第3関係） [省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>第2 諸謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは、あらかじめ諸謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長の承認を得なければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式（第2関係）「諸謝金にかかる伺書」（別紙A参照） 略 別表1（第3関係）「諸謝金基準単価表」（別紙C参照） 略 別表2～別表3（第3関係） [省略]</p>